

平成16年3月2日

化学物質過敏症支援センター  
事務局長 納代 太郎 様

香川県知事

真鍋 武紀



拝啓、余寒の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成16年1月19日付で要望のありました、「化学物質過敏症に係る保健所への要望」については、次のとおり回答します。

**1. 化学物質過敏症、シックハウス症候群をはじめ、化学物質による健康影響等、関連する情報を積極的に収集し、研修等を通じて、職員全員が知識、理解を深めること**

化学物質過敏症、シックハウス症候群に関する知識、理解を深めるため、国、関係団体からの情報収集に努め、関係部局・市町に提供してまいりました。特に、シックハウス対策として、「シックハウス対策府内担当者連絡会」を年1回程度開催し、情報の共有化を図っているところであります。建築基準法の改正にあわせ府内ののみならず、市町の公共建築物管理担当者や学校関係者などを対象とした研修会を実施しましたが、今後とも普及啓発に努めてまいります。

**2. 学校を含む公共施設における室内環境の保全のために、担当部局へ働きかけ、連携して、以下について取り組むこと。**

- (1) 公共施設の建設・管理担当部局の職員に対して、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報提供や研修等を行い、知識と理解を深めること。
- (2) 公共施設の室内空気質濃度の定期測定のほか、新築・改修工事後、備品搬入後等、必要に応じて臨時測定を行うこと。厚生労働省の指針値を超えていた場合は、原因を明らかにしたうえで、適切な対策を行うこと。
- (3) 公共施設の禁煙化を推進すること。

- (1) 前項目のとおり。
- (2) 学校における対策としては文部科学省からの室内空气中化学物質に関する通知を、随時市町教育委員会及び学校等に通知し、情報提供に努めており、また、同省「学校環境衛生の基準」の一部改訂に基づき、室内空气中化学物質の定期検査及び新築・改築等の際に臨時検査を行い、濃度が基準値を超えた場合には、通知に基づき換気の励行や、その発生の原因を究明し、汚染物質の発生を低くするなど適切な措置を講じるよう指導しています。
- (3) 禁煙化については、平成15年5月1日に施行された「健康増進法」に基づき、県有施設については、可能な限り施設内禁煙とし、当面施設内禁煙が困難な施設は、喫煙室を整備し分煙化を進めていく予定です。学校関係では、受動喫煙防止の措置をとるよう各市町教育委員会、学校等を指導しており、現在、県内の全ての公立学校では分煙または禁煙の措置がとられています。

さらに、市町に対しては、受動喫煙防止対策の徹底について働きかけるとともに、民間施設については、受動喫煙防止対策を商工団体、中小企業団体等を通じて指導しているところですが、なお効果を上げるために、禁煙、完全分煙実施施設の認定制度の実施を検討しています。

**3. 教育委員会、学校、学校医、学校薬剤師と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群について情報交換を行い、発症している児童生徒の就学対策や、児童生徒の発症予防に取り組むこと。**

文部科学省からの通知に基づき、化学物質過敏症の児童生徒については、各学校において養護教諭を含む教職員、学

校医等が連携しつつ、個々の児童生徒の実態を把握し、支障なく学校生活が送れるよう指導しています。

また、室内空气中化学物質に関する周知や対応について、教員や学校医等を対象とした学校保健研修会を開催しました。さらに、学校薬剤師会と連携し、室内空気検査の徹底や検査方法のマニュアル作成、学校薬剤師を対象とした研修会などを実施したところがありますが、今後とも発症予防等に努めてまいります。

4. 建築・土木工事の部局と連携し、発症者の居住地近くで工事が行われる場合に、できる限り有害化学物質を減らしたり、発症者の工事期間中の避難場所を確保する等の取り組みを行うこと。

県発注の建築工事においては、建築基準法や国土交通省の通知に沿って、ホルムアルデヒド等の化学物質を発散しないか発散が極めて少ない材料を使用するとともに、竣工時における室内空気中の化学物質の濃度測定を行うなど、有害化学物質の抑制対策を実施しています。

土木工事においては、関係諸法令を遵守するとともに、粉塵の発生抑制など環境対策に努めていますが、今後とも関係部局が連携して、個々の工事の状況に応じて対策等を検討して参りたいと考えております。

5. 福祉・労働の部局と連携し、発症者の就労対策に取り組むとともに、就労が困難な場合の生活保護の手続きが支障なく進むよう、取りはからうこと。

就労対策については、個々の状況に応じた就労支援策を公平に実施しているところであります。今後ともハローワーク等関係機関と連携して、就職困難者の支援に努めます。

また、生活保護法では、第2条で無差別平等の原理が定められており、また、第4条で補足性の原理が定められています。よって、保護は、これらの要件を満たす限り、経済状態に着目し無差別平等に行うもので、化学物質過敏症者へも同様に対応いたします。

6. 化学物質過敏症、シックハウス症候群の発症者が、年齢別健康診断（乳幼児検診、がん検診等）等の公共サービスを受けられるよう、実施場所において個別に対応がとられるよう取りはからうこと（実施場所の室内空気質改善、医療器具・消毒方法の配慮等。）

年齢別健康診断は（乳幼児検診、がん検診等）は、現在市町が実施していますが、要望の趣旨を周知するよう努めます。

7. 医師会、医療機関と連携し、化学物質過敏症、シックハウス症候群発症者が身近な医療機関で他の疾患も含めて受診できるよう取りはからうこと。

本県では平成15年6月に、担当課（医務国保課）と各保健所等に県民の医療に関する相談、苦情、情報提供等の窓口となる「医療相談窓口」を設置し、「医療上もしくは医療内容の相談に関する事」と「医師等の説明に関する事」、「医療法、医師法等に関する事」について相談を受付けております。（なお、医療内容の適否やその過失の有無の判断は行いません。）

化学物質過敏症、シックハウス症候群についても、電話、来訪等で相談に応じます。相談内容に応じ、必要な場合には関係医療機関に対し、県から適切な対応を行うよう要請を行います。

8. 発症者居住地の周辺住民に対し、化学物質過敏症、シックハウス症候群への理解と協力を求める（農薬・殺虫剤散布、野焼き等の制限等。）

化学物質排出把握管理促進法（P R T R 法）に基づき、毎年度、化学物質の環境への排出量が集計されており、その結果をパンフレットの配布や説明会の開催などを通じ公表することにより、地域における化学物質の安全管理とリスクコミュニケーションを推進します。

農薬散布対策としては、県内全域を対象に毎年農薬危害防止運動を実施し、農薬の適正な販売や使用について講習会、ラジオ、ポスターなどにより啓発活動を行っています。

また、住宅地周辺で農薬を使用する場合には、住民に周知することと、農薬が飛散しないように適切な措置を講じるよう指導しています。さらに、農薬に関する高い知識を持った農薬取扱者を農薬管理指導者として認定し、他の農薬取扱者に対して指導・助言を行っています。

野焼きについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において原則禁止とされており、これに基づき指導を行っています。

#### 9. 化学物質が健康へ与える影響等について、学習会等により市民へ啓発すること。

毎年度集計される化学物質の環境への排出量について、説明会を開催しており、その中で化学物質が健康へ与える影響等についても啓発していきます。

また、シックハウス対策としては、住宅担当課において一般県民を対象とした研修会を実施したところであり、消費生活センターでは、消費生活講座、生活科学講座等の啓発講座において、例えば「『化学汚染』～しのびによる健康被害～」、

「住宅の性能と安全を考える」等のテーマで消費者を対象に啓発してきたところですが、今後とも必要に応じ、これらのテーマを講座に組み込んで、普及啓発を図っていきます。

以上、香川県では、化学物質過敏症、シックハウス症候群について、府内各課において予防策、発症者対策を講じ、また、普及啓発事業に取り組んでいるところですが、今後ともより一層適切な対策をとるよう努めてまいります。

(本件についてのお問合せ先)

香川県健康福祉部生活衛生課

宮 崎

TEL 087-832-3178

FAX 087-862-3606

e-mail hs3543@pref.kagawa.lg.jp